

議案第3号関連資料

附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する条例(案)について

1 改正の目的

市が附属機関として設置する審議会等のうち、既に所期の目的を果たしているもの、近年開催されていないもの、また、他の適切な方法により意見を聞くことが可能なものを廃止するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

次に記載の審議会等を廃止します。

改正する条例	審議会等	審議会等を廃止する理由
附属機関の設置に関する条例	住居表示審議会	近年、住居表示事業は住民発意で進んでおり、地域住民の意見も反映されていること、また、関係機関と個別に協議するなど、他の適切な手法により円滑な事業の実施が可能であるため。
	消防審議会	近年開催されておらず、また、消防制度等に関し大きな変更がある場合についても、必要に応じ多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
	公共下水道運営審議会	近年開催されておらず、また、下水道の管理運営に関し大きな変更がある場合についても、必要に応じ多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
明石文化芸術創生条例	文化芸術創生会議	文化芸術創生基本計画の策定により審議会としての所期の目的は達成されていること、また、計画の進捗管理等についても、多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
明石市商業振興による地域活性化に関する条例	商業振興による地域活性化審議会	商業振興基本計画の策定により審議会としての所期の目的は達成されていること、また、計画の進捗管理等についても、多様な手法により専門家等の意見を聞くことが可能であるため。
明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例	開発事業審議会	開発事業に係る条例に違反した事業者の公表に際しては、事前に勧告等の手続が定められており、条例に沿った手続により市が主体的に判断するなど、適切な方法により円滑な事業の実施が可能であるため。
明石市自転車等の放置の防止並びに市立自転車駐車場の設置及び管理に関する条例	放置自転車対策審議会	放置禁止区域の重点区域が指定されたことで審議会としての所期の目的は達成されていること、また、関係機関と個別に協議するなど、他の適切な手法により円滑な事業の実施が可能であるため。

3 施行期日

2019年(平成31年)4月1日